

資料保存委員会規程

(設置・目的)

第1条 公益社団法人日本図書館協会定款（以下「定款」という。）第51条第1項に基づき、資料保存委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について、公益社団法人日本図書館協会委員会通則規程(以下「委員会通則」という。) 第3条により定める。

なお、英文名称は Japan Library Association Committee on Preservation and Conservation とする。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項を任務とする。

- (1) 資料保存に関連した諸問題の解決及び進展をはかり、広く周知すること
- (2) 前項の目的を達成するため、研修会、見学会の開催及び出版物の刊行等を行うこと
- (3) その他、資料保存のために必要な事業を行うこと

(組織)

第3条 委員会は、10名以内委員をもって構成する。

- 2 委員長及び委員の任命及び解職は、理事会の議決を経て理事長が行う。
- 3 理事長は委員の互選によって選出された者を委員長候補者として理事会に提案することができる。
- 4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、予め委員長が指名した委員がその任にあたる。

(委員の任期)

第4条 委員長及び委員の任期は、定款第34条第1項に定める理事の任期と同一とする。

- 2 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の議事)

第5条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会に出席できない委員は、他の委員又は委員長に、予め通知された議事についてその議決権を委任することができることとし、この場合、その委員は出席したものとみなす。

(理事会に対する報告)

第6条 委員長は、委員会の活動を理事会に対して、委員会通則第10条に基づき、毎事業年度終了後3か月以内に開催される定時代議員総会の1か月前までに、文書で報告しなければならない。また、委員長は、同条第2項に基づき、理事長又は理事会の求めに応じて、委員会の活動を理事会又は理事長に報告しなければならない。

(委員会の経費)

第7条 委員会の経費は、本法人の予算の範囲内でまかなう。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規程は平成28年9月30日から施行する。

2 最初の委員の任期は、選任のときから当該選任日における本法人役員の任期の終了の日までとする。

附則

この規程は、平成30年12月21日から施行する。